

(案)

契 約 書

1 品 名	令和 7 年度 公用車購入事業 ワゴン車 (ハイブリッド)											
2 規 格	車両仕様書のとおり											
3 数 量	1 台											
4	契 約 金 額		十億			百万				千		円
	うち取引に係る 消費税及び地方 消費税の額											
5 納 入 期 限	令和 7 年 9 月 3 0 日											
6 納 入 場 所	太子町役場											
7 契 約 保 証 金	契約金額の 1 0 / 1 0 0 以上 但し、財務規則第 1 3 4 条により免除する者を除く											

上記の物品売買について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記 8 のとおり）によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発 注 者	所 在 地	大阪府南河内郡太子町大字山田 88 番地
	名 称	太 子 町
	代 表 者	太子町長 田 中 祐 二
受 注 者	所 在 地	
	商号又は名称	
	代 表 者	

(案)

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書(仕様書及び質問回答書を含む。)に基づき日本国の法令を遵守し、この売買契約を誠実に履行しなければならない。

- 2 受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって履行しなければならない。
- 3 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 7 この契約書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供をもって代えることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (1) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
 - (2) 太子町財務規則(平成元年太子町規則第1号)第134条第3項第3号に該当する場合における受注者からの契約保証金免除申請
- 3 前項第1号の場合においては、受注者は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

4 契約金額の変更があった場合においては、契約保証金の額が変更後の契約金額の100分の10に相当する額に達するまで、発注者は、契約保証金の増額を請求することができる。受注者は、契約保証金の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承し、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合にあつては、この限りでない。

(物品の納入)

第4条 受注者は、物品を納入するときは、一括して納入しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(納入期限の延長)

第5条 受注者は、天災その他自己の責めに帰することのできない理由により納入期限内に物品を納入することができないときは、期限延長の申出をすることができる。

- 2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。
- 3 発注者は、第1項の申出があつたときは、その理由を審査し、やむを得ないと認めたときは、受注者と協議して納入期限を変更するものとする。

(検査)

第6条 発注者は、納入日から10日以内に検査を行うものとする。

- 2 受注者は、前項の検査に立ち会うものとし、立ち会わないときは検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 3 第1項の検査に要する費用及び検査のため変質し、変形し、消耗し、又はき損したものの復元又は補填に要する費用は、すべて受注者が負担するものとする。
- 4 発注者は、第1項の検査において、物品の全部又は一部が契約に違反し、あるいはかしがあることを発見したときは、受注者に物品の取替又は改善を請求することができる。
- 5 発注者は、受注者が前項の取替又は改善をしたときは、前各項の例により検査を行うものとする。

(所有権)

第7条 物品の所有権は、前条第1項又は第5項の検査に合格と認めた物品を納入場所において確認したときをもって発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の亡失等の危険負担はすべて受注者が負担するものとする。

(修理又は取替納入)

第8条 受注者は、前条の規定による所有権の移転の後1年間、発注者の正常な管理のもとに生じた故障又は発見された隠れたかしについて、修理又は取替納入の責任を負うものとする。

(契約金額の請求及び支払)

第9条 受注者は、第7条の規定による発注者の確認後、適法な請求書を発注者に提出するものとする。ただし、第4条ただし書の規定により一部の納入が認められたときは、その残部のすべてが納入され、第7条の規定による発注者の確認後、適法な請求書を発注者に提出するものとする。

- 2 発注者は、前項の請求書を受理した日から30日以内に代金を受注者に支払わなければならない。
- 3 発注者は、前項の期間内に代金を支払うことができないときは、前項の期間満了の日の翌日から代金支払の日までの日数に応じ、当該未払代金に対し年2.7パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。
- 4 発注者は、第1項の請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部にかしがあることを発見したときは、その事由を明示して、その請求書を受注者に返付することができる。この場合において、当該請求書を返付した日から、発注者が受注者からは正した請求書を受理した日までの期間は、第2項の規定による支払い期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容のかしが受注者の故意又は重大な過失によるときは、その請求書の提出は無効とする。

(履行遅滞による遅滞料)

第10条 受注者は、受注者の責めに帰すべき理由により、納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の到来の日の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、契約金額(履行が可分の契約であるときは、履行遅滞となった部分の金額)につき、年2.7パーセントの割合で計算した額を遅滞料として発注者に支払わなければならない。

- 2 前項の遅滞料徴収日数の計算については、第6条第1項及び第5項の検査に要した日数並びに受注者の故意又は重大な過失によらない事由による同条第4項の取替又は改善に要した日数は、算入しないものとする。

(発注者の解除権)

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除すること

(案)

ができる。

- (1) 正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。
 - (2) 受注者の責めに帰する理由により納品期間内に納品を完了しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (3) この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
 - (4) この契約に定める条項に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき。
 - (5) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
 - (6) 発注者が行う物品の検査に際し受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。
 - (7) 受注者からこの契約の解除の申し入れがあったとき。
- 2 前項の規定により、この契約が解除されたときは、受注者は、違約金として、契約金額の100分の10に相当する額を、発注者の指定する日までに、発注者に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、発注者は、第2条第1項の規定により、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 4 前2項の規定による違約金の支払いは、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。
- 5 受注者は、この契約により、発注者に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を発注者の指定する期限内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ、債務額に対して年2.7パーセントの割合で算出した金額を遅滞料として併せて発注者に納付しなければならない。
- 6 発注者は、第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 第12条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
 - (2) 独占禁止法第7条第1項若しくは第2項（独占禁止法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
 - (3) 独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同条第7項の規定により納付命令を受けなかったとき。
 - (4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）
 - (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。
- 第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 前項の規定によりこの契約が解除された場合。
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき理由によって受注者の責務について履行不能となった場合。
- 3 次の各号掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等（既納入物品の取扱い）
- 第14条 発注者は、第11条第1項又は6項の規定により、この契約を解除したときは、物品の既納入部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができるものとし、受注者は、その代金を請求することができる。
- 2 前項の代金の請求及び支払に関しては、第9条の規定を準用する。
- （受注者の解除権）
- 第15条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 発注者がこの契約に違反し、その違反により物品を完納することが不可能となったとき。
 - (2) 天災その他自己の責めに帰することができない理由により、物品を完納することが不可能又は著しく困難となったとき。
- （受注者の損害賠償請求）
- 第16条 発注者は、第11条第6項の規定により、この契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害額を賠償しなければならない。この場合における賠償金の額は、発注者と受注者との協議の上、これを定めるものとする。
- 2 前項の規定は、前条第1号に該当し、同条の規定により、この契約が解除された場合について準用する。

(案)

(賠償額の予定等)

第 17 条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

- (1) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が、独占禁止法第 49 条第 7 項の規定により確定したとき(独占禁止法第 52 条第 5 項の規定により確定したときを含む。)
- (2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が、独占禁止法第 50 条第 5 項の規定により確定したとき(独占禁止法第 52 条第 5 項の規定により確定したときを含む。)
- (3) 独占禁止法第 65 条から第 67 条までの規定による審決(独占禁止法第 66 条第 3 項の規定により原処分を全部取消す審決又は独占禁止法第 67 条第 2 項の規定により該当する事実がなかったと認める審決を除く。)に対して受注者が取消しの訴えを提起せず、審決が確定したとき。
- (4) 公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った審決に対し、受注者が独占禁止法第 77 条の規定により提起した審決取消しの訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (5) 第 12 条第 4 号に規定する刑が確定したとき。
- (6) 第 12 条第 5 号に該当したとき。

2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償額を超えるときは、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(契約の変更)

第 18 条 この契約締結後、経済情勢及び市況の変動により、契約金額が不相当と認められるときは、発注者と受注者との協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(相殺)

第 19 条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約金額請求権及びその他の債権と相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

(紛争の処理)

第 20 条 受注者は、この契約に関し第三者との間に発注者の責めに帰さない紛争が生じたときは、受注者の負担において、その一切の処理をするものとする。

(疑義等の決定)

第 21 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者との協議の上、これを定めるものとする。